平成２４年（フ）第２２５９号
大阪市中央区淡路町２丁目３番12号
破産者　大宇株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０３号
大阪市淀川区十三東１―11―28　光第８ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区小橋町13番10号
破産者　株式会社メディコール・ジャパン
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３５７号
大阪市東淀川区東中島１丁目18番４―201号
破産者　太陽トレーディング有限会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９５号
大阪府豊中市旭丘３番１―807号
破産者　有限会社Ｏ・Ｆ―Ｐ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１４号
大阪市北区天満２丁目１番８号
破産者　株式会社グラヴィス
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２８号
大阪府寝屋川市高柳２丁目８番５号
破産者　有限会社アイビーコスメハウスフロラシオン
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２１号
大阪市西区靱本町３丁目９番９号
破産者　有限会社テクノエース
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０３号
大阪府松原市天美南２丁目136番地の19
破産者　エスアイアール有限会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６号
兵庫県西宮市馬場町１番28号アリビオ西宮１階、登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市馬場町４番15号
破産者　株式会社うさぎや
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７７号
兵庫県西宮市馬場町１番28号アリビオ西宮１階、登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市馬場町４番15号
破産者　株式会社バニー
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８４号
大阪府堺市堺区緑町４丁152番地
破産者　トーヨーテクノサービス株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７０号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目31番地の１
破産者　有限会社ＡＤＡＣＨＩ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７３号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目12―１
破産者　有限会社ワーク
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８２号
兵庫県西宮市石刎町７番12号
破産者　トーヨーテクノプロ株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４号
岡山市中区江並26番地の４
破産者　株式会社イデア
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
岡山市中区藤崎709番地11　ワンダフル操明304号室、開始決定時の住所岡山市中区江並26番地４
破産者　濵田　　学
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
岡山市中区藤崎709番地11　ワンダフル操明304号室、開始決定時の住所岡山市中区江並26番地４
破産者　濵田　良子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
佐賀県鳥栖市古賀町645番地
破産者　株式会社永家組
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝388番地２
破産者　有限会社西山総合建設
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５５号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2268番地12
破産者　株式会社クリーン産業
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７０２号
熊本市東区下江津２丁目９番16号
破産者　アーバンベストホーム株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係